

# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の趣旨

人生 100 年時代、超高齢社会を迎えた日本では、女性の社会進出増加、独居世帯の増加や高齢者の就労拡大等による社会の多様化等により、食生活やライフスタイルが変化していく中で、いかに長く健康で人生を過ごすかが重要です。

そのためには、重大な合併症を引き起こすおそれがある糖尿病及び脳血管疾患・心疾患の発症の危険因子となる高血圧などの「生活習慣病予防」と、筋・骨格系疾患の疾患であるロコモティブシンドロームや骨粗しょう症予防等の「介護予防」の両面からの健康づくりの取組を更に強化していくことが求められています。

本町では、健康増進法に基づき、平成 16（2004）年 3 月に第 1 次の「健康くまとり 2 1」を策定しました。その後、平成 26 年（2014）年 3 月に、食育基本法に基づく市町村食育推進計画を盛り込んだ「第 2 次健康くまとり 2 1」（健康増進計画・食育推進計画）を、平成 31（2019）年 3 月に、新たに「自殺対策計画」を盛り込むことでより発展的な計画とした「第 3 次健康くまとり 2 1」（健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）を策定してきました。

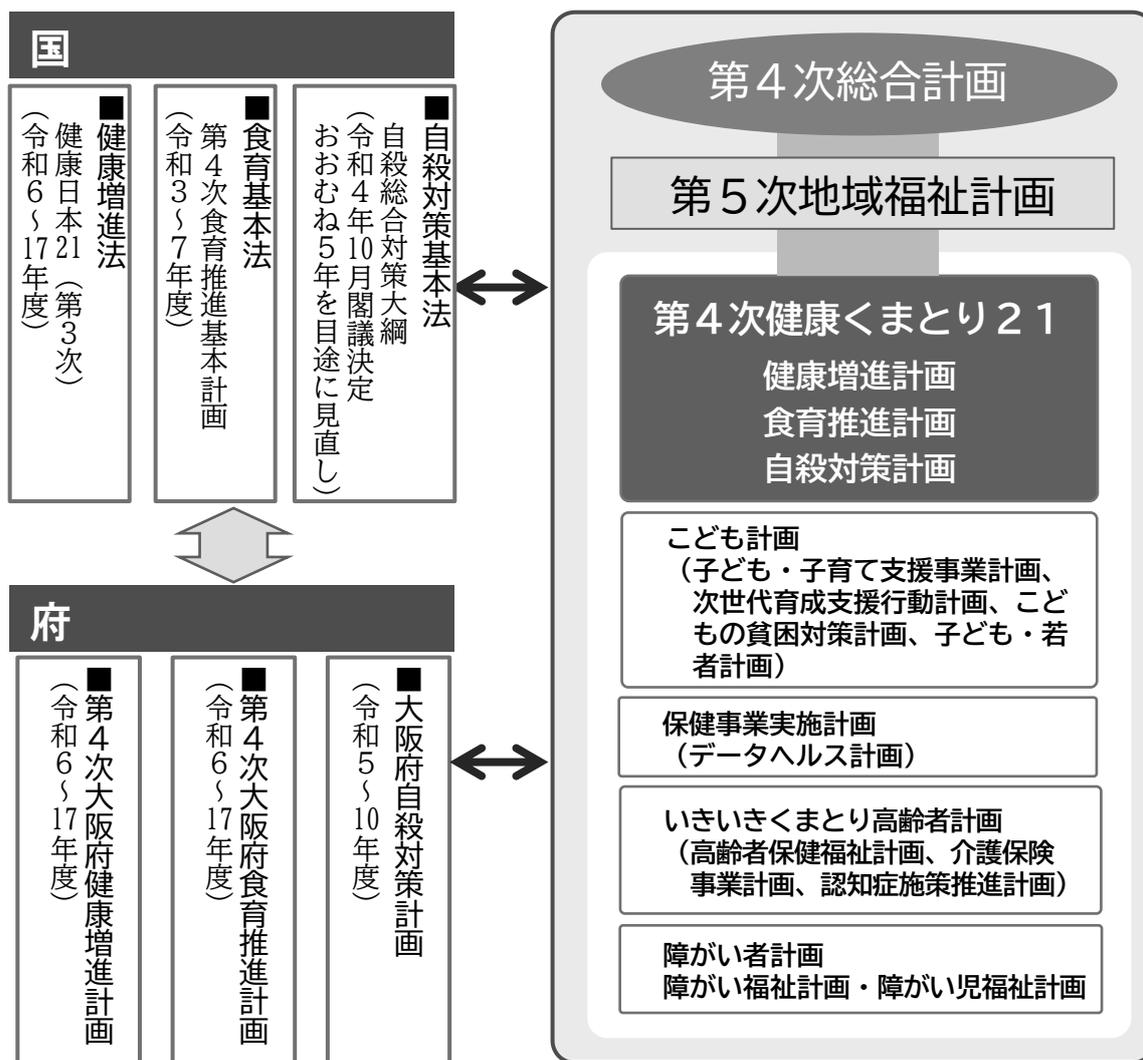
このたび、令和 6（2024）年度をもって「第 3 次健康くまとり 2 1」の計画期間が終了することから、継続して健康まちづくりに取り組むため、新たに第 4 次の計画を策定するものです。



## 2. 計画の位置づけ

本計画は、健康増進法第8条に基づく「市町村健康増進計画」、食育基本法第18条に基づく「市町村食育推進計画」及び自殺対策基本法第13条に基づく「市町村自殺対策計画」として位置づける計画です。

なお、本計画は、本町の「第4次総合計画」（平成30年度～令和9年度）及び「第5次地域福祉計画（くまとり 包み支え合うまち計画）」（令和6年度～10年度）を上位計画とし、住民の乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた健康づくりを推進するため、全住民を対象に、教育・環境・まちづくり等の関連分野における施策との連携を図りながら計画を推進します。特に、「こども計画（子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画、こどもの貧困対策計画、子ども・若者計画）」、「保健事業実施計画（データヘルス計画）」、「いきいきくまとり高齢者計画（高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、認知症施策推進計画）」、「障がい者計画」、「障がい福祉・障がい児福祉計画」等との整合性を図りながら計画を推進します。



以下に、計画の位置づけとなる根拠法令の該当条文を抜粋しました。

### 健康増進法 抜粋

(都道府県健康増進計画等)

第8条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県健康増進計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 国は、都道府県健康増進計画又は市町村健康増進計画に基づいて住民の健康増進のために必要な事業を行う都道府県又は市町村に対し、予算の範囲内において、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

### 食育基本法 抜粋

(市町村食育推進計画)

第18条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 市町村（市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議）は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

### 自殺対策基本法 抜粋

(都道府県自殺対策計画等)

第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

### 3. 計画の期間

本計画の上位計画である大阪府の「第4次大阪府健康増進計画」及び「第4次大阪府食育推進計画」は、令和6年度から令和17年度までの12年間の計画期間として、「大阪府自殺対策計画」は、令和5年度から令和10年度までの6年間の計画期間としてそれぞれ策定されています。

本町では、これらを踏まえ、上位計画等の改定や社会情勢の変化を想定し、令和7年度から令和12年度までの6年間の計画期間として策定します。

(年度)

和暦	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
西暦	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	
国	健康日本 21 (第三次)															
	第4次食育推進基本計画					第5次食育推進基本計画 (予定)					第6次食育推進基本計画 (予定)					
	自殺総合対策大綱 (3回目改定)					自殺総合対策大綱 (予定)					自殺総合対策大綱 (予定)					
府	第4次大阪府健康増進計画及び第4次大阪府食育推進計画															
	大阪府自殺対策計画															
町						第4次健康くまとり21 (健康増進計画・食育推進計画・ 自殺対策計画)					最終 評価					

### 4. 策定の手法

本計画の策定に当たっては、住民の健康意識・行動の状況やニーズを幅広く把握するために、1歳児から小学3年生の子を持つ20歳以上の保護者、小学6年生・中学2年生、20歳以上の住民を対象に、令和6年6月に「健康に関するアンケート調査」を実施するとともに、健康づくり・食育を推進する住民団体にアンケート及び一部の団体についてはヒアリングを実施しました。

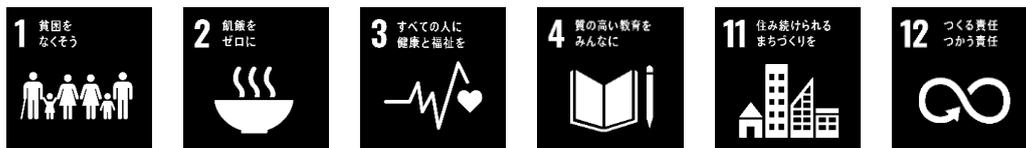
また、計画全体に関する検討については、地域の関係団体を中心に構成されている本町の「保健対策推進協議会」を策定委員会として位置づけ、計画全体について検討及び協議を行うとともに、計画案に対するパブリックコメントを実施して、住民の意見等の反映を行いました。

## 5. SDGsとの関連について

持続可能な開発目標（SDGs）については、あらゆる格差と不平等を解消していくことを基本理念としていることから、本町でも貧困・教育・健康等多くの項目が関連しています。

よって、SDGsの考え方も見据えながら、住民が暮らしやすいまちづくりをめざしていきます。

### 《健康増進計画、食育推進計画及び自殺対策計画と特に関連が深い目標》



1. あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3. あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4. 全ての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
12. 持続可能な消費と生産のパターンを確保する

## 6. 計画推進に向けた住民・地域・行政の役割

本計画では、健康増進・食育推進・自殺予防を効果的に展開する観点から、住民、地域、行政、事業所、関係団体や関係機関等が一丸となって健康づくりに取り組むべく、以下のようにそれぞれ担うべき役割を明記します。

### 住民一人ひとりができること（一人ひとりができることの実践）

健康まちづくりの主役は、住民です。住民一人ひとりが自身のこころとからだの健康状態を見つめ、いきいきと豊かな人生を送るため、「野菜を毎日食べる」「ウォーキングを続ける」「地域のイベントに参加する」等、健康のために「何かを始めてみる」「何かを続けてみる」ことが、重要です。

家族、友人、ご近所と健康づくりの輪が広がるとまちは、活気のある元気なまちへ近づいていきます。

### 地域でできること（各種関係団体等との連携による取組）

人は、人との交流の中で、他人を元気づけたり、自分が元気づけられたりするものです。地域の中で、住民同士が交流し、ともに助け合うことで地域が活性化され、まちの元気につながります。

そのために、健康づくりを住民の立場で進めている「健康くまとり21推進グループ<sup>※</sup>」や町内大学との協働をはじめ、「くまとりタピオ元気体操」及び「タピオ体操+（プラス）」を実践する住民運営の通いの場である「タピオステーション」の立ち上げ支援等、地域で活動する各種関係団体との連携のもと、地域の中でともに支え合い、助け合っていくための体制整備に努めていきます。

※健康くまとり21推進グループとは、健康くまとり探検隊・熊取町食生活改善推進協議会・くまとりタピオ元気体操ひろめ隊の3グループのことで。

### 行政ができること（環境整備・ヘルスプロモーション<sup>※</sup>）

健康まちづくりの推進には、環境整備が大きく影響します。住民を取り巻く環境を健康づくりに適したものにするため、健康分野だけではなく、福祉・子育て・教育・防災・安全・環境・産業（観光含む。）等、各分野の関係部署が連携して、健康まちづくりを推進していくことが重要です。

また、本町のみならず、近隣市町や大阪府泉佐野保健所等とも連携して、総合的に取組を進めることで、より大きな効果が得られるものと考えます。

※ヘルスプロモーションとは、昭和61（1986）年、WHOがカナダのオタワで開催した第1回ヘルスプロモーション会議の中で示された新しい考え方で、「人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」と定義されます。